

此想正合筆意以筆解之

山梨縣石川村

橫乃但面光

寶藏人

[illegible][illegible]

昭和九年 庚午
二月

資料内容

年 月 日

出典資料

此誤中野^レ組之義者、芦沢堰水ヲ用来^リ申
候、且又横^レ道組之義者、在家東堰^ヲ用来
^リ申候、右^レ二筋之義者、前々^レ占有之候所
少茂相遠^レ無御座候、在家組^ト申^ニ者、古
来^占用水^レ堰^ト申儀一切無御座候、尤在家
組之内^ニ而も^レ長兵衛・吉之丞・与惣兵衛
右三人之者共ハ、往古^占戸^(井)水并^ニ出水^ヲ
用来^リ申候、且又勘兵衛・弥右衛門・^レ四
郎兵衛・文助・縫左衛門・文之丞・平左衛
門此八人者、往古^占私共同用之東堰^ヲ用

資料内容

①

年 月 日

出典資料

乍恐返答書^ヲ以奉訴上候、
山梨郡西保中村
横道組百姓
返答方
二拾式人
一、此度返答書^ヲ以奉訴上候趣者、私共村方
之^レ義^(儀)、出訴書^ニ申上候通^リ、前々^占三組
と相定^レ組誤御座候所、少茂相遠^(重)無御座候
惣百姓^レ用水堰之義、往古^占二筋^ニ御座候

年 月 日

采り申候所ニ是又相々遠無御座候、此外善
 兵衛・傳右衛門・元右衛門・治右衛門跡仲右
 衛門・源之丞右拾人者、貞享元子年以來
 出百姓ニ御座候ニ付、屋敷添ニ出水斗用
 候而者、自然出火等有之候節、間ニ合不
 申候付、右東堰水を用度旨、七十一年以前
 堰下之者共江頼出候ニ付、村役人并ニ堰
 下之者共相談之上、東堰水之内少々之桶
 かけ水引上遣候様ニ定書相極々、右定書

自然
いぬん
一万一

年 月 日

之義者、名主方江預々置、夫五分水ニ罷成
 候所ニ相遠無御座候、右横道組堰尻之義者
 暮^{（あまり）}余之内田水ニ用采り申候、依之家組
 桶水^{（さ）}之尻と申堰一切無御座候故、堰水之
 儀、山沢^{（さ）}出水ニ御座候故と云^{（あ）}、^{（あ）}兩式年
 旱魃^{（あ）}ニ而^{（あ）}渴水ニ罷成、水元不^{（あ）}、御座候
 所^{（あ）}、當二月ニ至^{（あ）}在家組者共、桶普請仕
 と^{（あ）}中水ニ不残引込^{（あ）}横道組江水一切相届ケ
 不申、當時香水ニ^{（あ）}難義仕候ニ付、右之
 段當月五日ニ名主助左衛門殿^{（あ）}方へ願出、

年
月
日

前々之通り御吟味成被下候様ニ相願候所
 村役人中會合御相談之上、私共江被仰聞
 候趣者、前々之通り在家組之者共江申付
 候間、其意得指扣申候様ニ被仰渡候故、
 承知指扣最有候所ニ在家組之者共、色々
 過言申、一向水遣シ不申、香水并火元不用
 心ニ御座候故、又候所主助左衛門殿方ハ
 右之段頼出之誤者、古来之定書ニ年番所
 江有之候由親共申傳候間、此節右書物
 相改被成、前々之通り、双方用水指遣ニ無

年
月
日

之様ニ仰付被下候様ニ頼入候所、其節村
 役人中仰被聞候者、右書物無之候間、此
 上之儀、其方達勝手次第ニ不仕旨、仰被
 渡候得共、私共相談之上、壹兩人罷越、堰
 道相作候迄ニ而、在家組者共掛置候樋木
 江手付候義ハ毛頭無御座候所、此度在家組
 之者共、意論仕度工ニ而、我手ニ樋木刎
 其上横道組之者共廿式人罷越、樋木刎候
 杯ト申儀、申上候ハ、以之外ニ成儀御座
 候、其上所主・長百姓之糺私共請不申

資料内容

年 月 日

被成候證據御座候ハ、御札可被下候、且又
 意論レ扱人之義、上組長百姓才兵衛・六左
 衛門并中野組レ惣代ハ右衛門、先十二日罷
 出、双方江被仰聞候趣レ者、右堰之義、意
 論仕御公邊ニ相成候而カレ双方共ニ不宜候
 間、我等共双方江意見ヲ加レ内清仕度候間
 其段相心得候様ニ被仰候ニ付、レ右之衆中
 ヲ頼入申候故、同十三日ニ在家組江御掛レ
 被成、いろ／＼異見被成候得者、在家組之
 もの共レ熟談不仕候間、其段相心得候様ニ

出典資料

資料内容

年 月 日

己＝カ

由申上候ハ共、此儀ハ當月十一日之晩レ庄
 右衛門売人、名主方江召出レ相尋候者、堰
 下レ之者何人と申ニ付、庄右衛門相答候ハ
 嘉兵衛レ初廿式人と申候間、罷歸リ申候、
 此儀方外レ相糺候儀一切無之候、此儀ヲ糺
 請不申与申上候、レ亦又村役人中見分被致
 候と申上候得共、是以レ惣リニ御座候、村
 役人中御見分被成候ハ、双方レ立合等共
 有之ハくと奉存候所ニ其義も無之レ候得者
 見分被成候義とカ存不申候、然共御見レ分

出典資料

年 月 日

得 保 平 五 月

山梨郡西保中村下組

嘉兵衛 (印)

六左衛門 (印)

庄右衛門 (印)

弥左衛門 (印)

長左衛門 (印)

傳右衛門 (印)

文左衛門 (印)

万右衛門 (印)

仁兵衛 (印)

年 月 日

我等方^ニ被仰聞、扱之手切ニ相成候所、
 在家組之^ニ者共申上候ハ、我等共相不消候
 様ニ申上候得共、是以偽ニ御座候、右之誤
 ハ扱人三人之者御召^シ出シ被成御札被下候
 得ハ明白ニ相知申候、前書^シ申上候候通リ
 少^シ相違無御座候、何卒御慈悲^ニを以、古
 来書物御札上、前々之通り双方用^シ水指使^{サシツケル}
 無之様ニ御下知奉願上候、以上、

明和九年 辰之 二月

資料内容

年
月
日

出典資料

下劣下

御役所

(貼紙)

書面 = 新右衛門認落申候、

(シテためおとし)

一、縫左衛門・文之丞者、

共、當時ハ住居不仕候、

「家有之候ハ

喜左衛門(印)

丈左衛門(印)

佐右衛門(印)

資料内容

年
月
日

出典資料

次兵衛(印)

勝左衛門(印)

利右衛門(印)

金右衛門(印)

瀬左衛門(印)

甚右衛門(印)

文之丞(印)

弥兵衛(印)

甚之丞(印)

市左衛門(印)

年
月
日

一、丈夫衛門義者東堰相用ハ候人数ニ御座
候得トモ認落申候、前之東堰用ハ候

物代

午
十
二
月
十
二
月

万有衛門 (印)

⑤

甚右衛門
(印)

5

六左衛門(印)

12

文之丞印

L